

令和5年2月15日

上市町長 中川 行孝 様

上市町水道料金等検討委員会
委員長 四十物 政 憲

提 言 書

水道事業は、町民が健康で文化的な生活を営むために必要不可欠なものであり、社会経済活動を支える基盤としても非常に重要なインフラです。安全で美味しい水が安定して供給されることは当然のことであり、今後も正常に機能し続けていく必要があります。

上市町水道事業は、地方公営企業として公営企業会計の原則に基づき、独立採算と健全経営を目指して事業を行っています。しかし、人口減による給水人口の減少、それに伴う有収水量と給水収益の減少、老朽化による施設更新費用の増大等により、経営状況はますます厳しくなっていくことが予測されます。

こうした中、水道事業を安定的に経営し安全で美味しい水を供給していくためには、これまで以上の経営努力と収益の確保が必要となってきます。

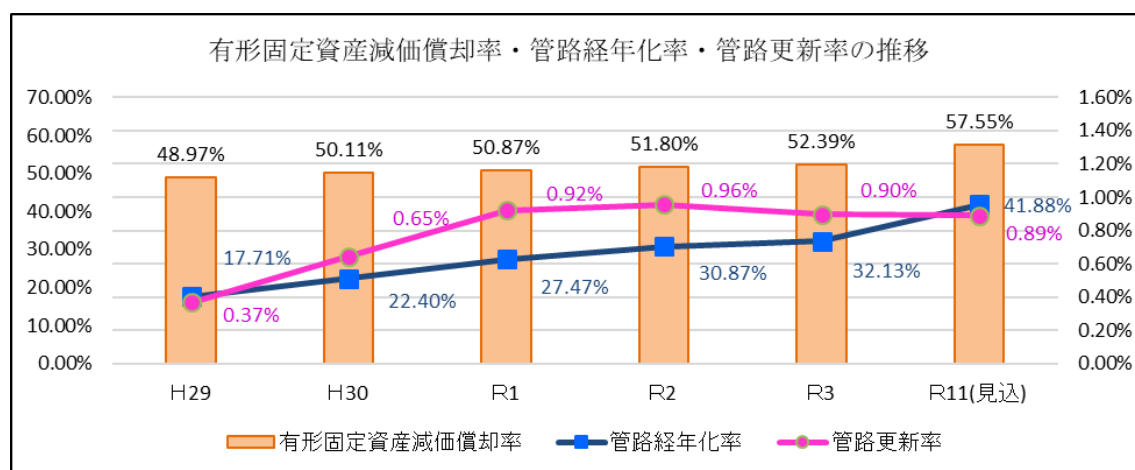
ついては、持続可能な水道事業の運営を目的として、施設の更新の必要性や水道料金のあり方などについて検討を重ねた結果を取りまとめ、提言書を提出するものです。

町当局におかれては、本提言書の内容を尊重し、水道事業の健全運営と安全安心な町民生活の実現に努められるよう要望します。

- 1 水道の建設が始まってから概ね 50 年が経過し、町の施設老朽化率は県及び全国平均よりも高く、特に法定耐用年数(40 年)を超えた管路の老朽化率は令和 2 年時点で 3 割を超えており、今後も増加することが見込まれている。

町では、重要管路や漏水多発管路などを重点的に更新するとして「上市町配水管更新計画」を令和元年度に策定し、10 年間の計画的な更新に取り組んでいるところであり、年間約 2 億円を投資し、約 2 k m の管路を更新してきている。1 年毎に更新している管路は全体の 1 % 弱となっており、老朽化の進行が更新ペースを上回っているため、現更新計画の最終年度である令和 11 年度時点では老朽化率が約 4 割に到達すると見込まれる。また、年 1 % の更新では、単純計算ですべての管路を更新するのに 100 年かかるが、その間に更新した管路が耐用年数を経過し、新たに老朽管となるため、実際には老朽管がなくなることはない。

このため、安定した水道水の供給はもとより、突発的な大規模断水の発生や道路陥没による交通障害の発生など社会活動に大きな影響を及ぼす事故を未然に防ぐためにも、引き続き計画的な更新を進めていく必要がある。

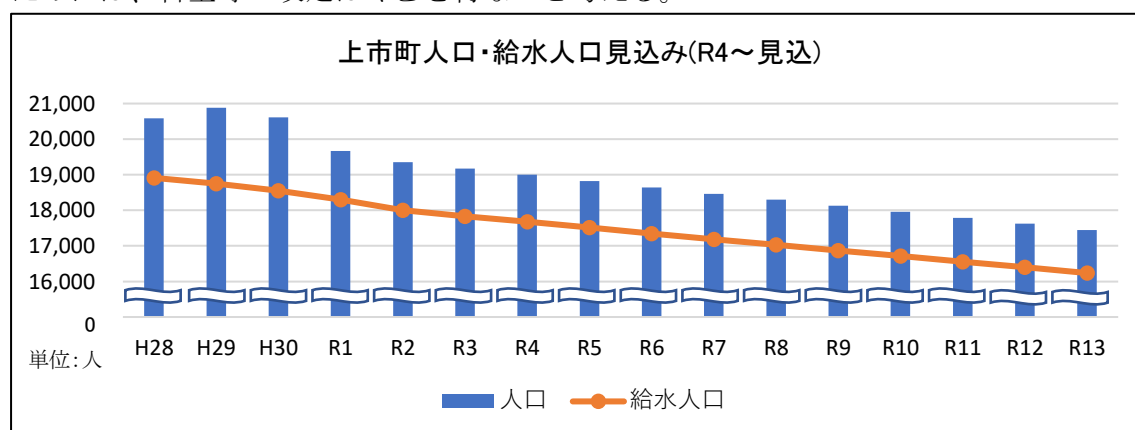


※有形固定資産減価償却率…有形固定資産のうち償却済み資産の割合

※管路経年化率…法定耐用年数(40 年)を超えた管路延長の割合

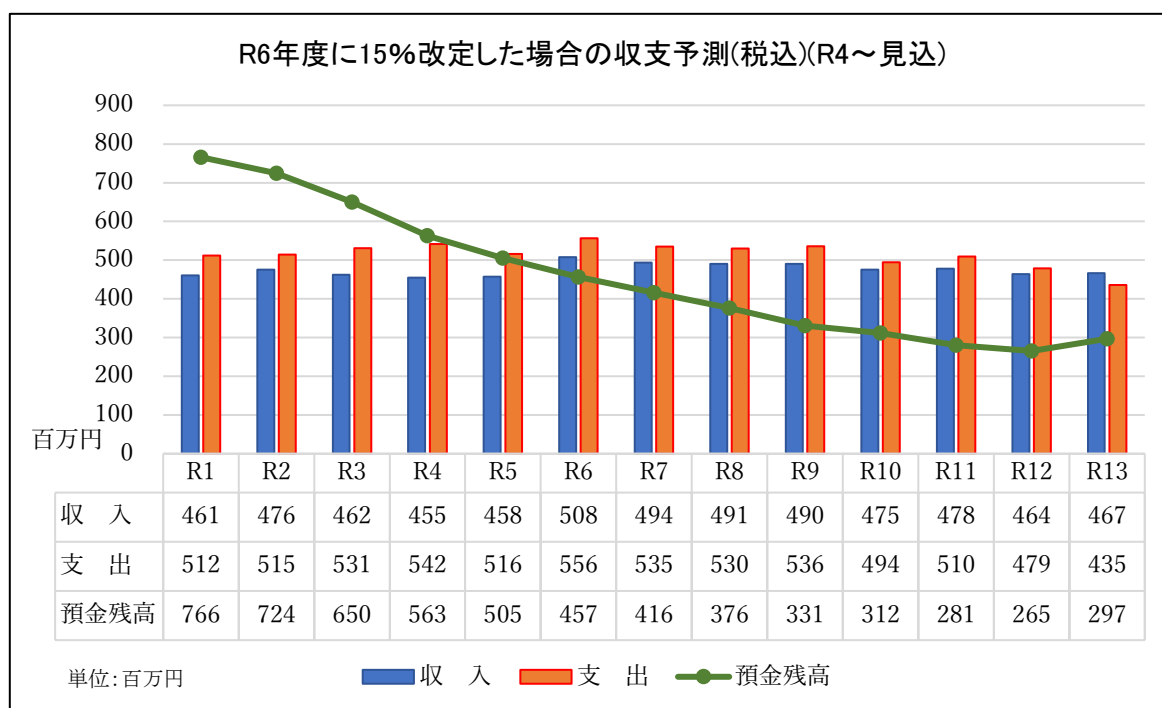
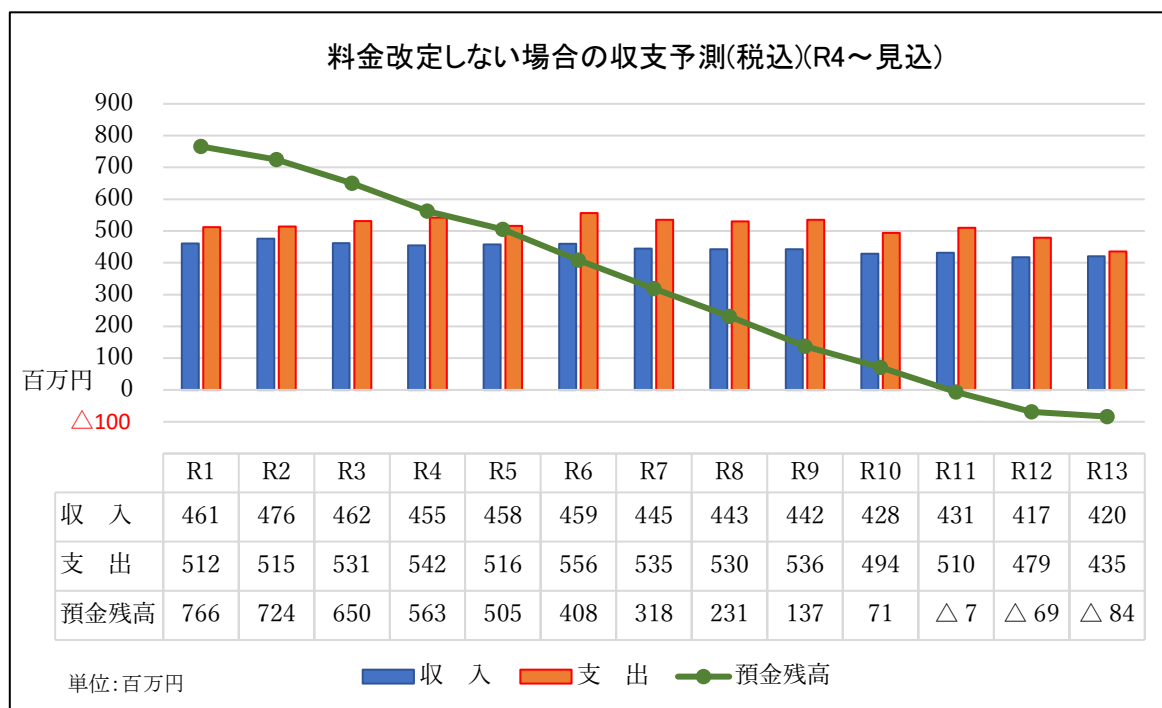
※管路更新率…当該年度に更新した管路延長の割合

- 2 水道事業の収益的収支は堅調に推移しているが、今後の人口減少に伴う料金収入の減少を前提に、老朽管の更新工事を計画的に行う場合、毎年 4 千万円から 7 千万円ほど留保資金の減少が見込まれる。また燃料や資材の高騰が続いており、今後も工事費用が増大していくことが十分に想定されるため、老朽管更新に要する費用を安定して確保するためには、料金等の改定はやむを得ないとする。



※「上市町人口ビジョン 2022」より推計

- 3 将来の留保資金推計や他市町村の料金改訂状況から水道料金を15%程度上げることが適当と考え、水道料金表の改定案を別に示す。
- 4 料金改定に際し、十分な周知期間を設けることも必要であるため、令和6年4月以降の改定が適当と思われるが、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、段階的な値上げの実施も含めた柔軟な対応を要望する。



5 また、以下の事項に留意し、引き続き経費の節減に努めると共に、更なる経営の合理化や効率化を図ることを要望する。

- (1) 水道事業の健全な経営を持続するためには、料金改定によるものだけでなく、業務の効率化や見直しによる経費削減の努力が必要である。給水施設のダウンサイジングや新技術・新素材の利用、近隣市町村との共同資材購入や検針・施設管理等の委託業務の広域連携なども視野に入れつつ、引き続き経営の改善に努めること。
- (2) 収益改善のためには水道使用量の増加が肝要であるため、定住促進や企業誘致などの対策に一層力を入れて取り組むなど、町として水道使用者を増やす努力を行うこと。
- (3) 人口減少や節水機器の普及による水道使用量の減少に伴い、料金収入の減少が見込まれるとともに、燃料や資材等の高騰が今後も続けば、更に経営を圧迫することが予想される。水道事業を安定的に運営するためには、継続的な経営状況の検証が必要である。社会情勢の変化を鑑み、経営状況や料金のあり方について検証・検討を行うために概ね3年から5年毎に本委員会を開催し、必要に応じて料金の見直しを行うこと。
- (4) 料金改定に当たっては、分かりやすい資料を作成し、様々な広報手段を利用して、その必要性や内容について町民に対し十分に周知し、理解の促進に努めること。
- (5) 実際の料金改定に際しては、他市町村の事例も参照され、基本料金と従量料金をそれぞれ見直すなど、料金体系の見直しについても検討すること。

資料 1

水道料金改定案

(税抜)

	用途	水量		改定前料金	改定案料金 (改定率 15%)
基本料金	一般用	基本料金	10m ³ まで	1,400 円	1,610 円
		超過料金	1m ³ 増すごとに	140 円	161 円
	営業用	基本料金	10m ³ まで	1,400 円	1,610 円
		超過料金	1m ³ 増すごとに	140 円	161 円
	浴場営業用	基本料金	100m ³ まで	14,000 円	16,100 円
		超過料金	1m ³ 増すごとに	140 円	161 円
	工場用	基本料金	30m ³ まで	4,200 円	4,830 円
		超過料金	1m ³ 増すごとに	140 円	161 円
	臨時用	基本料金	10m ³ まで	2,800 円	3,220 円
		超過料金	1m ³ 増すごとに	280 円	322 円

	口径	改定前使用料	改定案使用料 (改定率 15%)
メーター使用料 (1 個 1 か月につき)	13 ミリメートル	100 円	115 円
	20 "	140 円	161 円
	25 "	160 円	184 円
	40 "	300 円	345 円
	50 "	1,000 円	1,150 円
	75 "	2,000 円	2,300 円

一般利用の例 (1 ヶ月に 20 m³ 使用の場合)

使用口径	改定前	改定後(改定率 15%)	値上がり額
13mm	2,900 円 (税込 3,190 円)	3,335 円 (税込 3,668 円)	435 円 (税込 478 円)
20mm	2,940 円 (税込 3,234 円)	3,381 円 (税込 3,719 円)	441 円 (税込 485 円)

上市町水道料金等検討委員会名簿
(敬称略、五十音順)

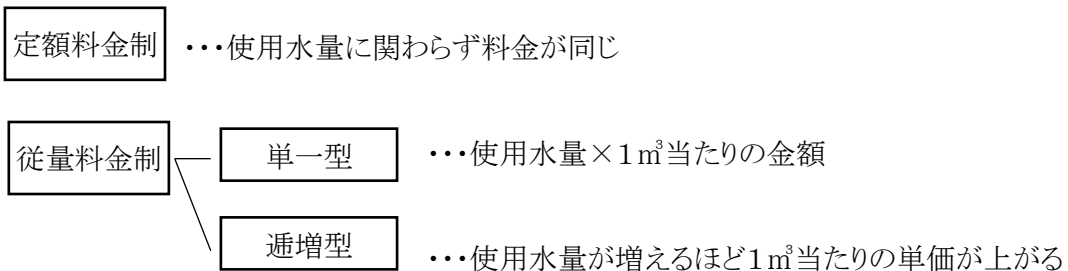
職 名	氏 名	組織・役職
委員長	四十物 政憲	公認会計士（四十物会計事務所）
委 員	伊井 謙治	上市町区長協議会会長
委 員	池田 嘉津弘	上市町工場協会会長
委 員	野越 サト子	上市町民生・児童連絡協議会会長
委 員	細川 和子	上市町料理飲食業組合理事長

開催状況

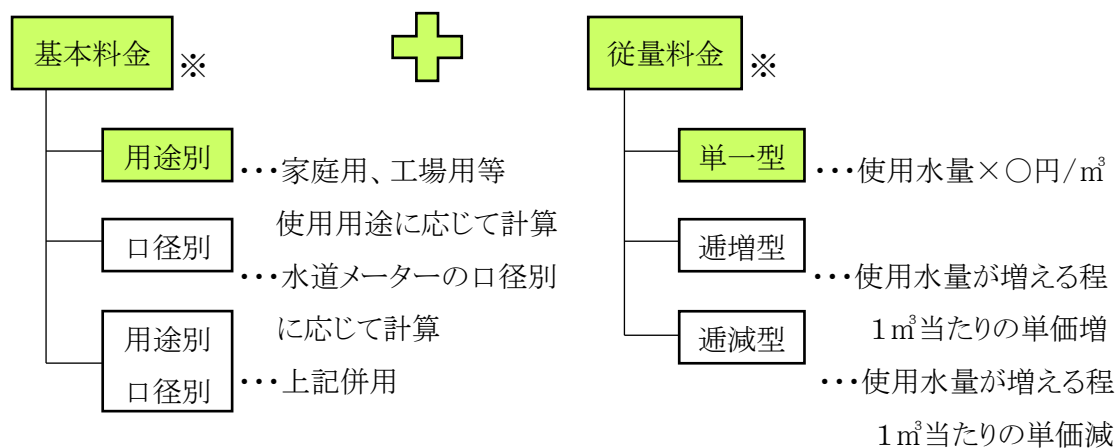
開催日		検討事項
第1回	令和4年3月23日(水)	水道事業の現状と課題について ・人口と水道使用収入の推移について ・管路の老朽化の状況、今後の老朽化の進展見込み ・今後の収支および預金残高の見込み（概略）について
第2回	令和4年7月28日(木)	今後の収支見通しと料金改訂案について ・水道料金の改定状況について ・料金改訂案および収支予測について ・管、施設を80年で更新する場合、必要となる料金水準について（参考）
第3回	令和4年10月25日(火)	・提言内容の検討について
第4回	令和5年2月15日(水)	・経営戦略見直し案提示 ・経営戦略見直しに関する提言取りまとめ 提言書を町長に提出

水道料金体系について(水道料金制度は事業体によって異なる)

○一部料金制



○二部料金制



※ 基本料金・・・水の使用状況の多寡に関わらず、同一料金の負担。

メーター検針や料金収納、管路や施設の維持更新等に係る経費を賄うため、お客様に共通して負担していただいている。

基本水量を設ける場合と設けない場合がある。

※ 従量料金・・・使用水量に応じて料金がかかる。使用水量 × 単価。

上市町の水道料金表(現在)は、(税込)
 基本料金(用途別・基本水量 10 m³ 1,540 円) + 従量料金(単一型:154 円/m³)

参 考: 富山市・・・基本料金(用途口径別・基本水量0m³:440～660 円) + 従量料金(逓増型)
 (税込) 滑川市・・・基本料金(用途別・基本水量8m³:660 円) + 従量料金(逓増型)

立山町・・・基本料金(用途別・基本水量 10 m³ :1,629 円) + 従量料金(単一型:188.1 円/m³)